

矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）公募要領

矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）について、公募型プロポーザル方式により次のとおり企画提案書の提出を招請します。なお、手続については、関係法令に定めるもののほか、本公募要領によるものとします。

1 趣旨

本公募要領は、矢作川浄化センターに太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、P P A方式（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約方式）による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業内容

(1) 事業名

矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）

(2) 路線等の名称

矢作川浄化センター

(3) 事業場所

愛知県西尾市港町1番地

(4) 事業期間

別添仕様書のとおり。なお、令和6年度に基本協定及び年度別整備協定を締結した後に、令和6年度から令和8年度までに太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を導入すること。また、令和7年度及び令和8年度については各年度当初に年度別整備協定を締結する。

なお、電力供給開始日が決定した後に、別途、電気の需給に関する事業契約を締結する。

(5) 適用補助

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「環境省交付金」という。）を活用することから、事業の実施にあたっては、環境省が定める「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日 環地域事発第2403011号）」及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日 環地域事発第2403011号）」に従うこと。なお、事業者に対する補助については、別途定める補助金交付要綱による。

3 参加資格

本手続に参加することができる者（以下、「手続参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たす単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者とする。なお、共同事業者とする場合、代表者1者を選定すること。

(1) 手続参加者は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

ア 単独の法人若しくは共同事業者のすべての構成員に必要な条件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 参加表明書の提出日から事業予定者の発表までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下「合意書」という。）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(ウ) 参加表明書の提出日から事業予定者の発表までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(オ) 日本国内に本店又は支店を有し、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(カ) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。

イ 単独の法人若しくは共同事業者の代表者に必要な条件

(ア) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）（以下「名簿」という。）の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「35. 電力」のうち小分類「01. 電力」に登録されている者又は企画提案書の提出期限までに登録を得る見込みの者であること。

手続参加者で当該名簿に登録されていない者は、速やかに登録の資格審査の申請を行う必要がある。資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

愛知県会計局調達課調整グループ

電話（052）954-6873（ダイヤルイン）

(イ) 適切な財務状況を有している法人であること。

ウ 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に必要な条件

(ア) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年間（平成31年4月1日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げる事業を履行した実績を有すること。なお、共同事業者としての実績は、実施体制により事業の履行を確認できるものに限る。

a 特別高圧受電施設に対して1,000kW以上の太陽光発電設備を設置した事業実績。
事業実績は、P P A（Power Purchase Agreement:電力購入契約）事業、リース事業、自家消費型の設置事業に限るものとし、F I T（固定価格買取制度）は認めない。なお、参加資格履行実績は、公共及び民間の別を問わない。

(イ) 本事業を実施する体制の中に、「電気主任技術者（第3種以上）」の資格を有する者を含めること。

(2) 共同事業者を構成する法人は、単独で手続することができない。

(3) 手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 本手続への参加の希望を表明する書類に関する事項

(1) 本手続への参加の希望を表明する手続

参加表明者は、次により本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出しなければならない。なお、提出した参加表明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出書類及び提出方法

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 会社概要書（様式第3号）

履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）を添付すること。なお、共同事業者として参加する場合、全ての構成員が提出すること。

(エ) 共同体結成届（様式第4号）

構成員の間で交わされた覚書等の内容を添付すること。

(オ) 事業履行実績書（様式第5号）

(カ) 納税証明書又は滞納していない証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

共同事業者として参加する場合、全ての構成員が提出すること。

a 納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）を提出すること。

b 納税証明書（都道府県税）

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）は、参加する本店又は支店の所在地の都道府県が発行するものを提出すること。

c 納税証明書（市町村税）

法人住民税についての納税証明書（未納がない旨の証明書）は、参加する本店又は支店の所在地の市町村が発行するものを提出すること。

(キ) 財務状況説明書（様式は任意）

直近2決算期における次に掲げる書類を綴じたものとし、写しも可とする。なお、単独の法人若しくは共同事業者の代表者が提出するものとする。

- a 貸借対照表
- b 損益計算書
- c 株式資本等変動計算書
- d 注記表
- e キャッシュフロー計算書に相当するもの

(ク) 電気主任技術者の資格証の写し

(ア)～(ク)のうち、(ウ)及び(カ)の書類は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）することにより、それ以外の書類は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより、令和6年8月1日（木）午前9時から令和6年8月6日（火）午後5時までに提出すること。

(ア)～(ク)に関する書類は郵送でも可能ですが、必ず提出期限までに届くようにしてください。提出期限に遅れた場合は、受け付けることができない。

イ 参加表明書の提出先

愛知県建設局上下水道課業務・経理グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6530（ダイヤルイン）

電子メール jogesuido-keiri@pref.aichi.lg.jp

なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く平日の午前9時から午後5時までの間とする。また、電子メールにより提出する場合の留意事項は12(4)のとおりとする。

ウ 企画提案書提出要請者の決定

参加表明者から提出された参加表明書に基づき、県において参加資格を確認し、提案者として確定した者に企画提案書提出要請書を電子メールまたは書面の郵送により通知する。なお、選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を書面により通知する。

エ その他

(ア) 企画提案書提出要請者以外からの企画提案書の提出はできない。

(イ) 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(ウ) 提出された参加表明書は返却しない。なお、これらの書類は原則として公表せず、

資格の確認以外の目的で使用しない。

(エ) 企画提案書提出要請者に対し、補助金交付要綱、契約書(案)、希望上限価格、矢作川浄化センターの各種図面(単線結線図・電気室等)、令和5年4月から令和6年3月までの矢作川浄化センター電力使用量(30分値)及び地質調査資料を提供する。

(オ) 参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、4(1)イ記載の担当へ連絡すること。

(2) 企画提案書提出要請者の資格喪失

企画提案書提出要請者が、企画提案の二次審査日までにおいて次の事由に該当することとなったときは、参加資格を失うものとする。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。

ウ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

5 企画提案書に関する事項

(1) 現地見学会

企画提案書提出要請者を対象に、現地見学会を行う。現地見学を希望する場合は、令和6年8月27日(火)までに下記へ電話または電子メールで申し込むものとする。なお、現地見学にあたっては、西三河建設事務所都市施設整備課及び矢作川浄化センターの施設管理者(以下「施設管理者」という。)の指示に従うこと。

ア 現地見学期間は、令和6年9月5日(木)～9月6日(金)とし、申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。なお、申し込みが多い場合は、日程を追加する。

イ 申し込みの連絡先

愛知県建設局上下水道課 下水道計画グループ

電話 (052) 954-6533 (ダイヤルイン)

電子メール jogesuido@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

4(1)ウに示す企画提案書提出要請書を受領した参加表明者は、下記アに示す資料(以下「企画提案書」という。)を提出してください。なお、期限までに企画提案書を提出しない者は、本手続に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(様式第7号)

(イ) 事業の実施内容(様式第7-1号)

- (ウ) 事業実施体制（様式第7-2号）
- (エ) 過去の類似業務実績（様式第7-3号）
- (オ) ワークライフバランス等に関する取組（様式第7-4号）
- (カ) チェックリスト（様式第7-5号）
- (キ) 事業単価（様式第8号）
- (ク) 事業単価の提案内容（様式第8-1号）

イ 提出期間

令和6年9月30日（月）から令和6年10月7日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出場所

4(1)イに同じ。

エ 提出方法及び部数

様式第7号から様式第8-1号までの様式により作成し、紙資料で9部（正本1部、副本8部）提出してください。様式第7号から様式第8-1号まで（添付資料を含む）の全てを様式の順に一括して綴り、正本のみ代表者の印鑑で割印して提出すること。

副本の8部は、社名やロゴマーク等参加希望者を特定できる表記は行わないこと。また、企画提案書を作成した参加表明者を推定できるような記述についても行わないこと。

オ その他

提出された企画提案書は返却しない。提出された企画提案書において、審査に影響を与えないと県が判断する軽微な誤記等がある場合は、参加資格を取り消さない。ただし、県が指定する期日までに適切に訂正しなければならない。

6 企画提案書の内容

別添仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式第7-1号）

ア 実施方針

提案の基本方針、概要及び設備のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

太陽光発電モジュールの変換効率、太陽光発電の発電効率及びパワーコンディショナの定格出力は想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。また、過積載率を示すこと。

ウ 太陽光発電電力量及び温室効果ガス排出削減量

(ア) 太陽光発電電力量を検討し、運転期間20年間分の発電量シミュレーションを示すこと。なお、太陽光発電電力量（kWh）は、発電設備の1年間の総量を算出すること。また、日射量はNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公

開する日射量データベース閲覧システムMONSOLA-20の地点52361798（3次メッシュ）を用いて算出すること。

- (イ) 電力の二酸化炭素排出係数は0.459kg-CO₂/kWhとし、温室効果ガス排出削減量を検討すること。なお、温室効果ガス排出削減効果(t-CO₂/年)は、発電設備の運転期間20年間分の太陽光発電電力量の平均値により1年間の総量を算出すること。

エ 設備の設置仕様

(ア) 発電設備の設置場所における周辺環境を考慮して、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。また、軟弱地盤への対応についても記載すること。

(イ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重（風圧、地震等）に耐えうる構造であること。

(ウ) 事業期間中の発電設備の品質管理等を記載すること。

オ 事業単価（様式第8号）

(ア) 単価は事業期間中一定とし、県より提示した希望上限価格を考慮して提案すること。なお、希望上限価格は、企画提案書提出要請書に提示する。

(イ) 事業単価の考え方は、矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書（以下「本事業仕様書」という。）2(5)に準ずること。

(ウ) 本事業は、環境省交付金を活用するため、提案する単価は、①交付金を考慮しない場合、②交付金を考慮する場合の2通りの単価を提案し、提案内容は様式8-1号に記載すること。なお、環境省交付金の概要は以下のとおり。

a 名称

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）

b 交付率

1 / 2 以内（交付対象事業は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙1及び別紙2に定めるとおり）

c 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画における当該事業の交付予定額

令和6年度 46,666千円

令和7年度 186,666千円

令和8年度 233,333千円

合 計 466,665千円

(エ) 電気料金の概算については、運転期間中における県の負担として算出すること（運転期間20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。

カ 下水処理への影響に関する提案

(ア) 発電設備の導入にあたり、矢作川浄化センターの下水処理機能に対する影響を最小限に抑える提案を行うこと。

- (イ) 発電設備の設置にあたり、矢作川浄化センターの受電を停止する期間が発生する場合はその期間を示すこと。なお、受電を停止することができるのは晴天時の5時間以内を目安とするが、詳細は基本協定締結後に県及び施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 事業実施体制（様式第7-2号）
- ア 事業実施体制図（施工体系図）及び県内企業の活用等を記載
- イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画及び遠隔監視の有無等）及び実施体制
- エ 工事費、運転管理、維持管理のための費用及び資金調達を含めた事業資金計画
- オ 故障、緊急時の対応体制図
- カ 事業実施中のリスクに対する対策では、事業実施中に想定されるリスク分析、損害保険の補償額、適用範囲及びその他の対策等を記載すること。なお、事業期間中の災害リスクについても検討すること。
- キ 事業実施に関する保証では、発電設備の導入、運転期間中に設定するすべての保証内容を記載すること。
- (3) 過去の類似業務実績（様式第7-3号）
- 実績を証明するものとして、契約書（協定書）、仕様書及び実施体制等の写しを提出すること。
- (4) ワークライフバランス等に関する取組（様式第7-4号）
- 該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付すること。（取組が証明できる部分のみの写しで良い。）
- (5) チェックリスト（様式第7-5号）
- 様式第7-1号～様式第7-4号に記載をしたものに○をつけること。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 正本1部は業者が特定できる要素（企業名・ロゴ等）を記載するものとするが、副本8部は業者が特定できる要素（企業名・ロゴ等）の記載を禁止とする。
- (2) A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (4) A4版、片面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (5) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (6) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

- (7) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (9) ワードプロソフト等を使用して記載することとし、文字サイズ10pt以上に設定すること。
なお、手書きでの記載は認めない。
- (10) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- (11) 表紙をつけ、表題を記載すること。
- (12) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、「質問書」(様式6)に記載し、提出するものとする。

(1) 参加資格に関する質問・回答

ア 参加資格に対する質問は、質問書(様式6)の2質問事項の()内に「参加資格に関する質問書」と明記し、内容を簡潔にまとめて、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより受付期間内必着で提出すること。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、12(4)のとおりとする。

(ア) 受付場所

4(1)イに同じ。

(イ) 受付期間

令和6年7月12日(金)から令和6年7月24日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 上記の質問に関する回答は、下記期間において本公募要領を掲示しているWEBページに添付資料として掲載する。

掲載期間

令和6年7月29日(月)午前9時から令和6年8月6日(火)午後5時まで

(2) 企画提案書に関する事項の質問・回答

ア 参加資格以外のその他全般に関する事項の質問は、質問書(様式6)の2質問事項の()内に「企画提案書に関する質問」と明記し、内容を簡潔にまとめて、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより受付期間内必着で提出すること。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は12(4)のとおりとする。

(ア) 受付場所

4(1)イに同じ。

(イ) 受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を

除く。)なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 上記の質問に関する回答は、下記期間において本公募要領を掲示しているWEBページに添付資料として掲載する。

掲載期間

令和6年9月20日(金)午前9時から令和6年10月7日(月)午後5時まで

(3) その他の資料の取扱い

本公募要領及び本事業仕様書に定めるもののほか、参加表明後、企画提案書の提出期限までに提案者に提示しなければならない事項が生じた場合には、提案者に対して通知等を行う。

(4) 県が提示する資料の利用

本公募要領等の県が提示する資料は、手続にあたっての検討以外の目的で使用することを禁じる。

9 企画提案の審査及び手続スケジュール

一次及び二次審査により、企画提案書を審査する。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(1) 一次審査

ア 一次審査は、企画提案書の提出が多数の場合に行い、企画提案書の書類審査により、提案者を5者程度に選定する。

イ 企画提案書の評価基準(別紙1)のうち「業務実施体制」、「業務遂行能力の確保」及び「事業単価」の項目について審査する。

ウ 日時

令和6年10月17日(木)

(2) 二次審査

ア 二次審査は、有識者を構成員とする愛知県流域下水道施設における太陽光発電設備導入事業(PPA)に係る公募型プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案者を審査する。なお、提案者側の出席者は、企画提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とする。

イ 二次審査を行う前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は県が指定する日までに書面により回答すること。

ウ 評価委員会の各委員が評価基準(別紙1)に基づき採点し、最も優れた提案者を事業予定者として決定する。ただし、各委員持ち点の合計点数が評価点数満点の60%未満の場合には失格とする。

エ 提案者が1者の場合でも審査を行い、各委員持ち点の合計点数が評価点数満点の60%以上ある場合に事業予定者として選定する。

オ 日時

令和6年10月28日（月）～11月8日（金）のなかで開催日を決定

カ 会場

愛知県庁（予定） ※日時及び会場の詳細は、別途通知する。

キ 発表方法は、企画提案書を用いた説明とする。

ク 発表時間は、1提案者あたりプレゼンテーション15分以内、質疑15分以内とする。なお、提案者数に応じて発表時間を変更する場合がある。

(3) 審査結果の通知、結果に対する質問

一次及び二次審査が終わった後、提案者全員に速やかにその結果を文書により通知する。結果に対する質問は、企画提案書提出要請書において指定する様式により4(1)イに書面を送付すること。

(4) 契約の締結について

事業予定者と企画提案書及び本事業仕様書に基づき詳細を協議し、事業予定者の業務遂行能力等を確認したのち、契約の締結に向けて県と事業予定者の協議のうえ契約書を定めるものとする。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 手続スケジュール

本手続に係るスケジュールは、以下のとおり予定する。

ア 手続開始の掲示	令和6年7月12日（金）
イ 参加資格に関する質問受付	令和6年7月12日（金）～7月24日（水）
ウ 参加資格に関する質問に対する回答のWEBページ掲載	令和6年7月29日（月）～8月6日（火）
エ 参加の希望を表明する書類の提出	令和6年8月1日（木）～8月6日（火）
オ 企画提案書提出要請書の通知、補助金交付要綱、契約書（案）、希望上限価格、矢作川浄化センター各種図面、令和5年度の電力使用量（30分値）及び地質調査資料の提供	令和6年8月23日（金）
カ 現地見学会申し込み期限	令和6年8月27日（火）
キ 現地見学会	令和6年9月5日（木）～9月6日（金）
ク 企画提案及び企画提案書提出要請書に関する質問受付	令和6年9月2日（月）～9月13日（金）
ケ 企画提案及び企画提案書提出要請書に関する質問に対する回答のWEBページ掲載	令和6年9月20日（金）～10月7日（月）
コ 企画提案書の提出	令和6年9月30日（月）～10月7日（月）
サ 一次審査	令和6年10月17日（木）
シ 二次審査	令和6年10月28日（月）～11月8日（金） のなかで開催日を決定
ス 事業予定者の発表	令和6年11月22日（金）
セ 契約（基本協定及び年度別協定）の締結	令和6年12月6日（金）

10 留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は県に帰属する。
- イ 提案者は県に対し、提案者が企画提案書を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画提案書その他本手続の実施に伴い提出された書類について、愛知県情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案書については、提案内容の一層の充実を図るため、県と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 事業予定者とは、本事業仕様書 2 (4) の契約（基本協定書、年度別協定書及び事業契約書）を締結する。なお、令和 6 年度に基本協定及び年度別協定、令和 7、8 年度に年度別協定、電力供給開始までに事業契約を締結する。また、契約条件・仕様等は、契約段階において県と事業予定者の協議により定めるものとする。

1 1 失格要件

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が本事業仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

1 2 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

- (3) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (4) 電子メールについて

電子メールを利用して書類を提出する場合には、添付ファイル容量が7MB以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、受信確認を行うため、送信後に、提出した旨を電話連絡すること。また、県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなす。

(5) 問合せ先

4 (1)イに同じ。

1 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点	提案書で確認する主な記載内容
ア 技術提案に関する視点（60点）				
(ア) システム提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> システムの提案内容が矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書に基づいているか。 設備の仕様は、周辺環境を考慮しているか。 設備の内容に関して、矢作川浄化センター施設への影響が小さいか。 事業期間中の設備の品質管理や保証内容等が適切か。 設備に関する付加価値の提案内容が適切か。 	2	10	設備のシステム構成図、設備設置仕様
(イ) 設備の設置方法	<ul style="list-style-type: none"> 設備の設置方法に関する提案内容が矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書に基づいているか。 軟弱地盤（N値3未満）への対応が適切か。 設備の設置、施工方法に関して処理場運転への影響が小さいか。 	4	20	設備設置仕様、軟弱地盤への対応、設備の工事計画、下水処理への影響に関する提案
(ウ) 設備の性能	<ul style="list-style-type: none"> 設備の劣化を考慮し、発電量シミュレーション（運転期間20年間分）を行い、その根拠が明確か。 発電効率の向上や設備劣化の対策が適切か。 太陽光発電設備のシステム効率が高いか。 温室効果ガス排出削減量（=自家消費量（kWh・20年間の平均値）×0.495kg-CO2/kWh）が大きいか。 	6	30	設備容量、温室効果ガス排出削減量、発電量シミュレーション
イ 実施体制に関する視点（70点）				
(ア) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業者の構成員の役割が明確で、無理の無い実施スケジュールか。 矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）の実施に必要な経験を有する技術者を配置しているか。 	3	15	実施体制（配置技術者）、事業実施体制図（施工体系図）、工程表
(イ) 業務遂行能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の根拠が明確か。 設備のメンテナンス計画、緊急時対応が明確で実現性があるか。 設備のメンテナンスに関する工夫、コスト削減の提案が適切か。 緊急時対応の体制や設備の提案が適切か。 	4	20	工事・運転管理・維持管理のための費用、運転期間における維持管理・メンテナンス計画、故障・緊急時の対応体制
(ウ) 事業実施中のリスク等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> リスク分析や想定を行い、リスクへの対応が明確で適切か。 事業期間中の災害リスクを想定し、その対応が明確で適切か。 	4	20	事業実施中のリスクに対する対策
(エ) 県内企業の活用	県内企業の活用や地域貢献の提案がなされているか。 ※県内企業とは、主たる営業所（本店）が愛知県内にある企業のこと。	1	5	事業実施体制図（施工体系図）
(オ) 類似実績	<ul style="list-style-type: none"> ①PPA事業により設備を設置した実績（民間を含める）がある。 ②PPA事業により特別高圧受電施設に対して1,000kw以上/箇所の設備を設置した実績（民間を含める）がある。 ③PPA事業により公共施設に設備を設置した実績（発電規模1,000kw未満/箇所でも可）がある。 ④太陽光発電に関して環境省交付金を活用して設備を設置した実績がある。 ⑤太陽光発電に関して軟弱地盤（N値3未満）に設備を設置した実績がある。 【参画する企業が該当する項目数で評価】	2	10	過去の類似業務実績
事業履行の評価点（130点）【事業履行の評価点は、ア及びイの合計点数のこと。事業履行の評価点により、「事業履行の確実度」を定める。】				
ウ 企業としての取組の視点（5点）				
(ア) ワークライフバランス等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ①ISO14001 ②障害者法定雇用率の達成 ③くるみん認定（プラチナくるみん認定含む） ④えるぼし認定（プラチナえるぼし認定含む） ⑤健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得 【代表となる企業が該当する項目数で評価】	1	5	ワークライフバランス等の取組
エ 価格提案の視点（65点）				
(ア) 事業単価	<計算式> 点数(65点)=①基礎点(15点)+②相対評価点(50点) ①基礎点15点：事業単価が希望上限価格の範囲内なら15点、範囲外なら0点 ②相対評価点50点：50点×最低事業単価÷当該応募者の事業単価 ※環境省交付金を考慮しない場合の事業単価で評価する。	13	65	事業単価
価格評価点(65点)【価格評価点はエの点数。価格評価点は、「事業履行の確実度」により補正する。】				
評価点数=事業履行の評価点(ア+イ)+企業取組の評価点ウ+価格評価点(エ×「事業履行の確実度」)				
評価点数の満点（200点）				

(2) 評価方法

(ア) 各評価項目について、5段階評価を行う。

- 5点：優れている。
- 4点：やや優れている。
- 3点：普通
- 2点：やや劣る。
- 1点：劣るまたは提案なし

(イ) 評価点は各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

(ウ) 「1(1)ア 技術提案に関する視点」と「1(1)イ 実施体制に関する視点」の合計点を「事業履行の評価点」とする。

(エ) 「事業履行の評価点」によって、「事業履行の確実度」を以下のとおり定める。

事業履行の確実度	事業履行の評価点
1.0	104点以上(事業履行の評価点が8割以上)
0.8	91～103点(事業履行の評価点が7割以上8割未満)
0.6	78～90点(事業履行の評価点が6割以上7割未満)
0.5	65～77点(事業履行の評価点が5割以上6割未満)
0.3	65点未満(事業履行の評価点が5割未満)

(オ) 「事業履行の確実度」により、価格評価点を補正する。なお、補正の計算式は、次のとおりである。

計算式：価格評価点＝「1(1)エ 価格提案の視点」×「事業履行の確実度」

(カ) 出席委員の評価点数の合計が60%未満の場合、失格とする。

2 事業予定者の決定方法

(1) 出席委員の評価点数の合計が、最も高い提案を事業予定者の第1位順位とする。

(2) 評価点数の合計が同点の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。

矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）

様 式 集

様式第1号

参加表明書

令和6年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 様

所在地

商号又は名称

代表者

令和6年 月 日付けで手続開始された下記プロポーザルに必要書類を添えて参加を申し込みます。なお、本書及び添付の必要書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 事業の名称 矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）

2 必要書類

- ・誓約書（様式第2号）
- ・会社概要書（様式第3号）
- ・共同体結成届（様式第4号）
- ・事業履行実績書（様式第5号）
- ・納税証明書又は滞納していない証明書の写し
- ・財務状況説明書（様式は任意）
- ・電気主任技術者の資格証の写し

記載担当者

所属

職氏名

電話

E-mail

様式第2号

誓 約 書

令和6年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 様

所在地

商号又は名称

代表者

貴県の矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）に参加表明するにあたり、下記事項について事実と相違ないことを誓約します。なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても、異議を申し立てません。また、それにより、損害を与えた場合は無条件で賠償します。

記

- 1 本事業の公募要領及び仕様書、そしてこれから提出する企画提案書に基づく太陽光発電設備導入事業を契約満了日まで適切に行います。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 3 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出日において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置（以下「排除措置」という。）を受けていません。なお、参加表明書提出日以降、事業予定者の発表までの期間において、排除措置を受けた場合、速やかに申出ます。
- 4 参加表明書の提出日において、愛知県会計局指名停止取扱要領及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていません。なお、参加表明書提出日以降、事業予定者の発表までの期間において、指名停止を受けた場合、速やかに申出ます。
- 5 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「35. 電力」、小分類「01. 電力」に登録されている者又は企画提案書の提出期限までに登録を得る見込みの者であります。
- 6 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者が、特別高圧受電施設に対して1,000kW以上の太陽光発電設備を設置した事業実績を有しています。

様式第3号

会 社 概 要 書

商号又は名称	
本社所在地	
代表者氏名	
電話・FAX番号	(電話) (FAX)
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	人 (年 月 日現在)
主な業務概要	

本業務を支店等で担当する場合は、その概要	
支店等の名称	
所在地	
従業員数	人 (年 月 日現在)
電話・FAX番号	(電話) (FAX)
E-mail	

※履行事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）を添付すること。なお、共同事業者として参加する場合、全ての構成員が提出すること。

様式第4号

共同体結成届

令和6年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 様

共同企業体の名称

(代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者

この度、矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）に参加するため、共同体を結成しましたので、届出します。

また、上記の企業を代表企業とし、各構成企業は、本事業の手続き等に関する一切の権限を代表企業に委任します。

(代表企業)

所在地

商号又は名称

グループでの役割

代表者

(構成企業)

所在地

商号又は名称

グループでの役割

代表者

共同企業体の構成企業が3者以上の場合、
行を追加して記載してください。

※構成員の間で交わされた覚書等の内容を添付すること。

様式第5号

事業履行実績書

過去5年以内の本事業と類似の事業履行実績を記入してください。

1	事業名		
	発注者（団体名）		
	契約年月日及び契約期間		
	受注形態	発注方式	
		単独・共同の別	単独 ・ 共同
	対象施設概要		
	事業内容		
	実施体制		
契約金額			
2	事業名		
	発注者（団体名）		
	契約年月日及び契約期間		
	受注形態	発注方式	
		単独・共同の別	単独 ・ 共同
	対象施設概要		
	事業内容		
	実施体制		
契約金額			

※ 記入上の注意

- 1 過去5年以内の類似の実績としてください。
- 2 要件を満たしていることが確認できるものを添付してください。
- 3 必要に応じて様式の表を追加して作成してください。

様式第6号

質 問 書

令和6年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

1 事業の名称 矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）

2 質問事項（〇〇に関する質問）

表題	質 問 事 項
公募要領 〇〇	

記載担当者

所 属

職氏名

電 話

E-mail

様式第7号

企 画 提 案 書

令和6年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記事業について提案書を提出します。なお、本書及び添付の必要書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 事業の名称 矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）

2 必要書類

- ・事業の実施内容（様式第7-1号）
- ・事業実施体制（様式第7-2号）
- ・過去の類似業務実績（様式第7-3号）
- ・ワークライフバランス等に関する取組（様式第7-4号）
- ・チェックリスト（様式第7-5号）
- ・事業単価（様式第8号）
- ・事業単価の提案内容（様式第8-1号）

記載担当者

所 属

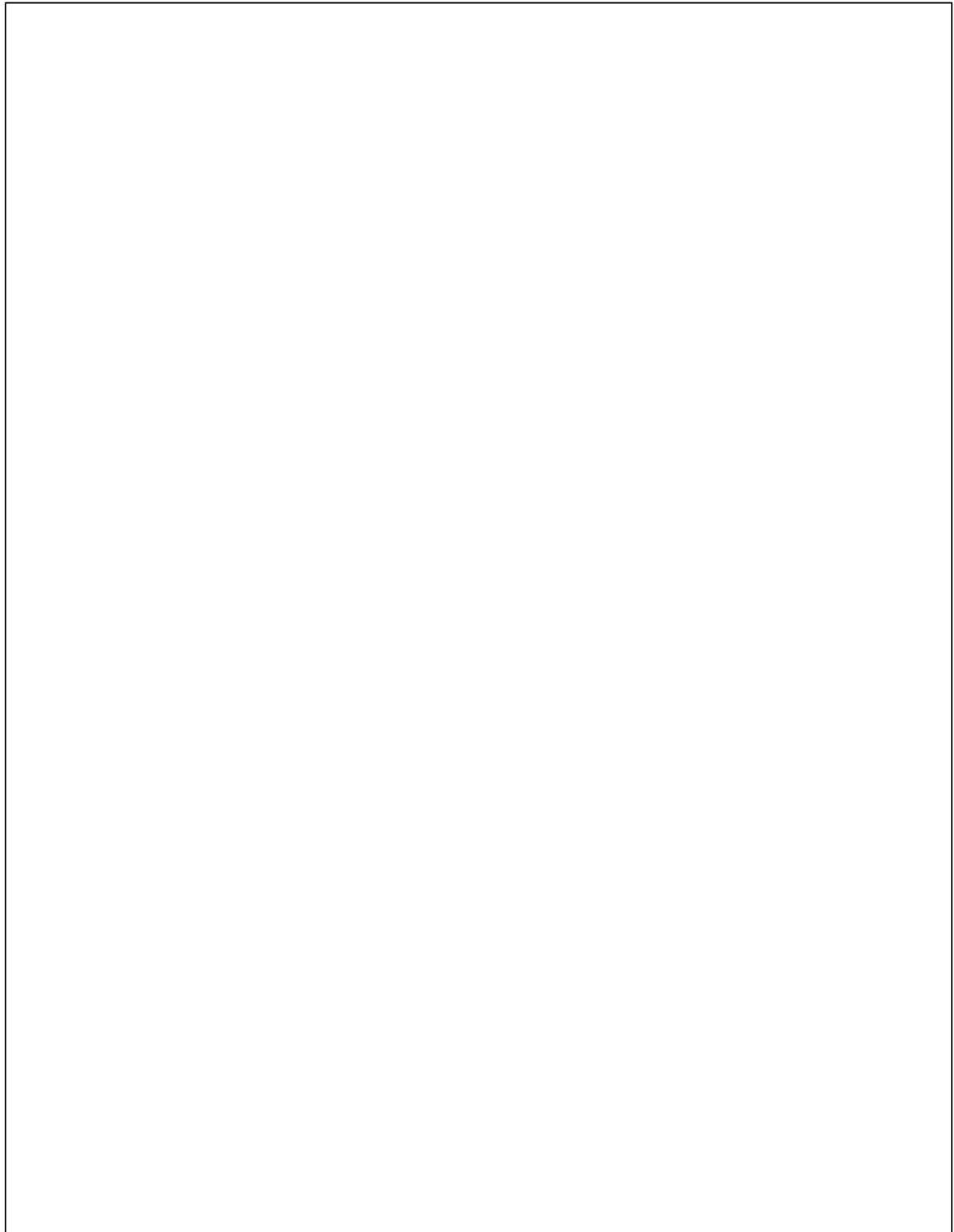
職氏名

電 話

E-mail

様式第7-1号

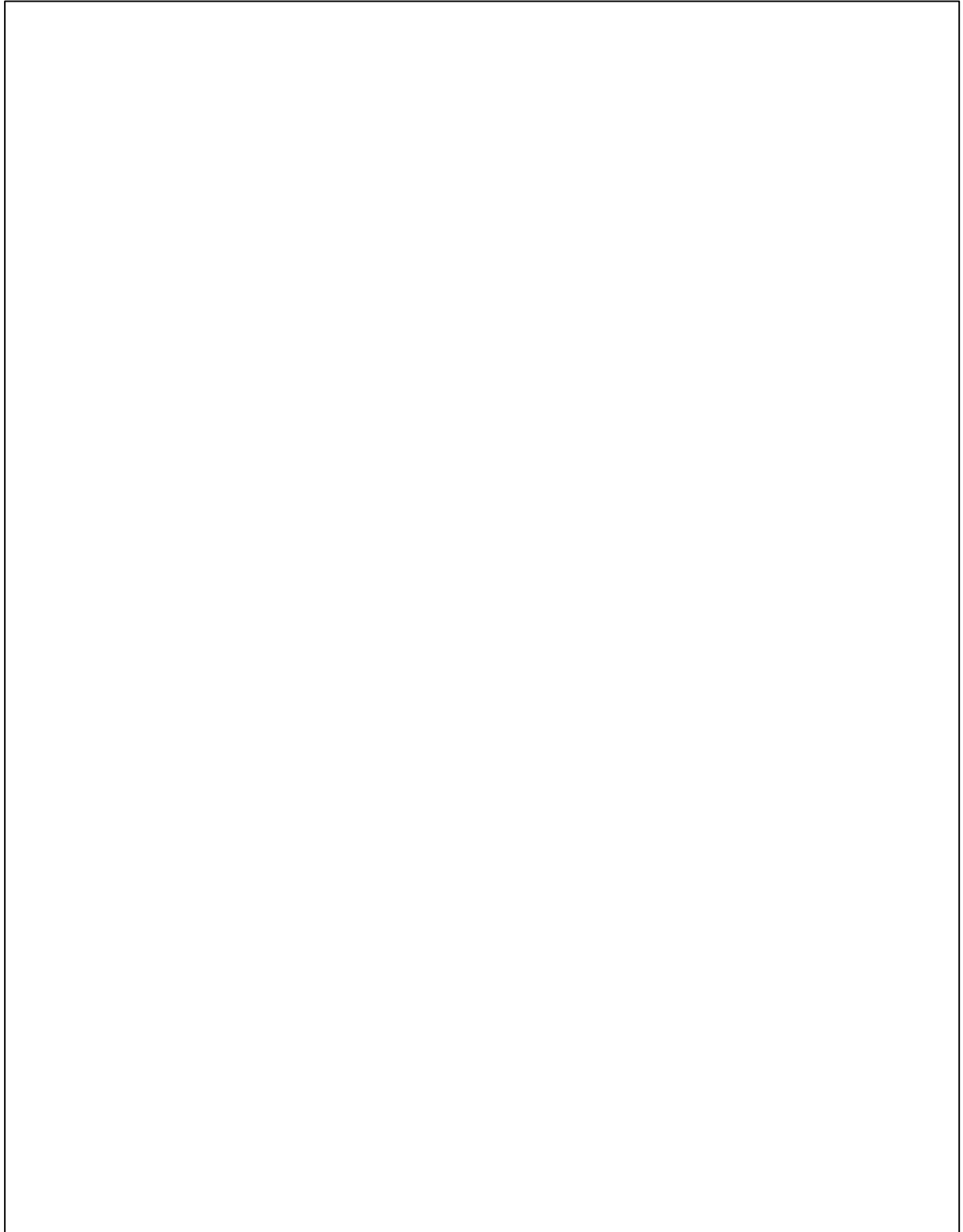
事業の実施内容



※任意様式とする。

様式第7-2号

事業実施体制



※任意様式とする。

様式第7-3号

過去の類似業務実績

--

※任意様式とする。

ワークライフバランス等に関する取組

該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付してください。

1 環境マネジメントシステムの導入

- ISO14001の認証の取得。

※外部機関による「登録証」の写しを提出すること。

2 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成

- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。(従業員43.5人以上)

又は、障害者1人以上雇用している。(従業員43.5人未満)

※「達成している」を選択した場合、ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書(事業主控)」の写しを提出すること。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定)の取得

- 取得している

※次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。

4 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)の取得

- 取得している

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けている場合は、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。

5 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得

- 認定を受けている

※「認定通知書の写し」を提出すること。

様式第7-5号

提出内容 (チェックリスト)		記載確認 (記載した 項目には○ を記入)	記載内容 (様式に記載した内容を抜粋 して記入)
6(1)ア	提案の基本方針・概要		
	システム構成図		
6(1)イ	太陽光発電設備の定格出力(kW)		kW
	太陽光発電モジュールの変換効率 (%)		モジュール %
	太陽光発電効率 (%)		発電 %
	パワーコンディショナの定格出力(kW)		kW
	過積載率 (%)		%
6(1)ウ(ア)	発電量シミュレーション		
6(1)ウ(イ)	温室効果ガス排出削減量 (t-CO ₂ /年)		t-CO ₂ /年
6(1)エ(ア)	発電設備の設置場所、設置方法、設備仕様 及び軟弱地盤への対応		
6(1)エ(イ)	JIS C8955(2017)に定められている荷重に 対する太陽光発電設備の耐荷重		
6(1)オ(ア)	事業単価 (円/kWh) ①交付金を考慮しない 場合②交付金を考慮する場合		① 円/kWh ② 円/kWh
6(1)オ(イ)	事業単価の提案内容		
6(1)オ(ウ)	電気料金シミュレーション等		
6(1)カ(ア)	浄化センターの下水処理機能に対する影響		
6(1)カ(イ)	浄化センターの受電を停止する期間		
6(2)ア	事業実施体制図		
6(2)イ	工事計画概要、実施体制、事業フロー及び 維持管理等のスケジュール		
6(2)ウ	維持管理計画 (定期点検、設備交換計画及 び遠隔監視の有無等) 及び実施体制		
6(2)エ	工事費、運転管理、維持管理のための費用		
6(2)オ	故障、緊急時の対応体制図		
6(2)カ	事業実施中のリスクに対する対策		
6(2)キ	事業実施に関する保証		
6(3)ア	過去の類似業務実績		
6(4)	ワークライフバランス等に関する取組		

様式第8号

事業単価

令和6年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 様

所在地

商号又は名称

代表者

本事業の参考見積単価（円/kWh）は、次のとおりです。

①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を考慮しない場合

金 額	十	円		銭

（消費税は含みません）

②地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を考慮する場合

金 額	十	円		銭

（消費税は含みません）

事業単価の提案内容

事業者名	
------	--

本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用するため、下記により、①交付金を考慮しない場合、②交付金を考慮した場合の2通りの単価を提案します。

凡例
 : 入力セル
 : 自動計算セル

1 太陽光発電設備容量（パワーコンディショナの最大定格出力）

設備設置計画容量	kW
----------	----

※様式第7-1号、第8号と整合させること

2 PPAサービス料

	①交付金を考慮しない場合	②交付金を考慮した場合
kWh当たり単価（税抜）	円/kWh	円/kWh
kWh当たり単価（税込）	円/kWh	円/kWh
想定年間発電量	kWh	kWh
年額（税込）	円	円
20年間の総額（税込）	円	円

※様式第7-1号と整合させること

3 年度毎の設備設置計画

	工事費(税込)	うち交付金対象経費(税込)※1	交付率	国交付対象額	間接交付額※2
令和6年度	円	円	1/2	0	0
令和7年度	円	円	1/2	0	0
令和8年度	円	円	1/2	0	0
合計	0円	0円	-	0	0

※1 本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用するため、

「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」等を確認の上、記載すること。

※2 間接交付額は、交付限度予定額（令和6年度46,666千円、令和7年度186,666千円、令和8年度233,333千円）が上限となる。

4 交付金対象の工事内容

	交付対象の工事内容 ※3	交付対象外の工事内容 ※4
令和6年度		
令和7年度		
令和8年度		

※3 交付対象であることが確認できるように概略を記載すること。（太陽光パネルの設置等）

※4 交付対象外の工事を行う場合は記載すること（電気室建屋等）。交付対象外の工事が無い場合は「-」を記入。

（記入例）年度毎の設備設置計画

	工事費(税込)	うち交付金対象経費(税込)※1	交付率	国交付対象額	間接交付額※2
令和6年度	95,000,000円	95,000,000円	1/2	47,500,000	46,666,000
令和7年度	375,000,000円	375,000,000円	1/2	187,500,000	186,666,000
令和8年度	470,000,000円	470,000,000円	1/2	235,000,000	233,333,000
合計	940,000,000円	940,000,000円	-	470,000,000	466,665,000